

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人清水正雄の上告理由第一点について。

自白は、錯誤に基きかつ真実に反する場合に限り、相手方の同意なくしてこれを撤回し得ることは、判例の示す所である。（大正一〇年（オ）第六六二号同一一年二月二〇日大、民、判決、大民集一巻五二頁、昭和二四年（オ）二一九号同二五年七月一一日第三小法廷判決、民集四巻三一六頁）

したがつて、所論自白の撤回につき、相手方が異議を述べた本件においては、原審が右自白の真実に反することを認め得る証拠、即ち所論残債務の存在しないことを認め得る証拠のないが故に、右自白の撤回を許し難いとしたのは正当であつて、原審に所論の違法がない。

論旨は、採用し得ない。

同第二点について。

論旨は結局、原審の適法になした証拠の取捨判断、事実認定を非難する以外に出でないのであつて、これを採用し得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己

裁判官 高 橋 潔